九二〇年代中国の内債問題

め

は じ に

整理内債の位置とその確立 二〇年代初頭の内債

「公債風潮」の発生とその構造

恐慌防止の模索と総税務司への不満

国民政府の興起とアグレンの罷免

Ħ. 四 Ξ

お

わ

りに

ľ め に

は

岡

本 隆

司

中国近代における中央政府の財政を鳥瞰してその特徴を端的にあらわすなら、詳しい数値や事例をあげるまでもな

く、清末から民国初、

乱をきわめ、内外債の整理が国際的な問題にまで発展したその間の時期は、こうみると当然いわば「外」から「内」 一九一○年代までは外債が、国民政府時代は内債が重要な部分を占めたといえよう。

財政が紊

重視し、外債を起こさず内債で財政が賄われるようになった結果を論ずるに急で、そうした変化を構成した要素や要 問われねばならないであろう。しかしながらこれまでの研究では、外債がほとんど列強の利権に結びついていた点を 因について、具体的な考察はほとんどなされていない。この問題を考えるとき一つの示唆を与えてくれるのは、次の への変化が起こっていたことになる。一九二〇年代の中国の政治や経済のあり方を考えるならば、この変化の内実は

ような同時代のイギリス外務省による断片的なコメントである。 ずっと以前に、外国債権者は中国での唯一の優良担保は海関であることを発見していた。中国人債権者が同じ教

あながち無意味ではないであろうし、一九二〇年代の変化そのものを明らかにするという課題を果たすことにもつな くことから始めたい。中国の内債について客観的な研究がほとんどなされていない現状にあっては、そうした作業も かなるものであったのか、という問いにゆきあたらざるをえない。本稿はこうした問いに筆者なりの解答を与えてい ことにあったと解せられる。それではなぜ学ぶ必要があったのか、どのように学んだのか、そして、学んだ結果はい 一○年代に起こったはずの変化という文脈においてこれを読めば、その端緒は「中国人債権者が同じ教訓を学」んだ 訓を学び、それで利益を得たのは何ら驚くにあたらない。

一 二〇年代初頭の内債

がると考えられるからである。

属するであろうが、それが内債の上にどのようにあらわれ、 中華民国の成立以来、 とりわけ袁世凱の帝制運動が挫折してから、北京政府が陥った財政難はもはや周知のことに いかなる事態をもたらしつつあったのか、をまず具体的

持のためにも

どおりに行なわれたためしはほとんどなく、その結果、債券の信用・価値は下落の一途をたどるのみであった。 が元利払いを担当した三年公債、四年公債、 ○○○万元以上にも達していた。第一次世界大戦での対独断交以後、海関総税務司アグレン(Sir Francis しかった。一九二○年末の時点で、発行額の累計は額面で三億七○○○万元あまり、そのうち未償還のものが三億二 それぞれの「条例」で元本償還および利払いの担保・基金が設定されていたけれども、実際にはそれはほぼ空文に等 に述べておかねばならない。 北京政府による内債の発行は、 および七年短期公債を除いては、元本償還はもとより、 もとを糾せばいずれも軍費・政費の不足に起因しており、 利払いすら規定 Agien,

こうした内債に対しもっとも利害関係が深かったのは、中国の銀行界である。何よりもまず、

銀行は債券保有者と

この年の主要一七銀行の「有価証券」の保有は、合計三九五六万元あまりである。発券銀行の紙幣発行準備金のうち に見積もってその三分の二を内債だとすると、この一七銀行で四○一三万元弱という推計が得られ、 その三分の二を「有価証券」として加えておく。当時の「有価証券」とはほぼ内国債券の謂にほかならないが、 保証準備の大部分も「有価証券」であり、 して直接に内債の利害に関わっていた。正確な算定はもとより望むべくもないが、一九二○年まで未償還の内債のう 銀行による保有がどれほどの割合を占めていたのか、試みに示してみよう。この年までの債券相場のデータは皆 翌年初めに公表された「現価」によって換算すると、未償還額は一億五六八〇万元強という値を得る。 中国銀行の保証準備は三〇〇〇万元あまりと計上されており、 この時点で北京

内債へ向けられる銀行界の関心は、こうした利害からのみにはとどまらなかった。 内債の利廻りが影響を及ぼす金

銀行の内債保有がいかほどであったか、この数字だけで思い半ばに過ぎるものがあろう。

銀行にとって自らの資産維

銘柄にかかわらず内債価格の維持は喫緊の問題であったのである。

政府財政部より発行された内債を二五・六%も引き受けていたことになる。以上はきわめて控えめな推算であるから、

内債相場の全面的な高値安定を切望していたのは看取されよう。 た現象とパラレルなものとみるのも不可能ではない。少なくとも資金吸収の条件を整えるという目的から、銀行界が はもちあわせていないが、一九二○年頃より遊資が好況のピークを過ぎた商工業から交易所の株式に投資先を転換し りえた。そのため遊資は債券の購入に流れてしまい、銀行は定期預金に資金を吸収できず、ひいては商工業への融資 融的な利害をも直接、間接に被る立場にあったからである。甚だしい場合、額面一〇〇元の元年六釐公債、八年七釐 も不可能となっている、との議論もある。このような因果関係が正しいかどうかを全体的に数値の上で裏づける材料 公債の市価がそれぞれ一五元、二○元にまで下落したので、実際に得られる利息が三○~四○%にのぼることさえあ

を撤回させるべく抗議を提出した。さらに中国銀行副総裁、北京銀行公会会長の張公権は時を移さず、「建議案」を 償還がまったくなされず、利払いの実施さえも民国八年下半期は窓口機関たる中国銀行が資金を立て替えて行なって でほぼ全面的に採納され、これに基づく政府の具体案は同年二月一九日に国務会議を通過、三月三日には大総統令が いっそう具体化した内債整理案を起草、公表して政府にその実現を迫った。彼の提議は細部に修正が加えられたのみ で新たに発行される債券は決して引き受けないよう天津や漢口の銀行公会と申し合わせ、他方では財政部にこの措置 おり、もっとも信用の乏しい、悪名の高いものであった。この通告に対し、北京・上海の銀行公会はただちに、 れたのである。ところが北京政府は年が明けて早々、元年公債一○○○万元の追加発行を通告した。この銘柄は元本 一つとして、既存の内債はすみやかに整理を行ない、確実な担保なしでの内債の発行は差し控えるべきことが掲げら こうして、一九二○年一二月初めに上海で結成された全国銀行公会聯合会の「建議案」でも、政府に対する要求の 実施に移されたのである。 一方

各内債に対する整理の規定は、債券価格の下落がもっとも甚だしい元年公債と八年公債とを償還可能にするため、

期公債の償還はスケジュールを定めなおし、三年・四年公債の基金を引き継いで行なうこと、 ずれも額面の四割でそれぞれ整理六釐公債と整理七釐公債なる新債に借り換えること、 整理金融公債はもとの

五年六釐公債および七年長

規定に準拠すること、を謳っていた。以上の五銘柄を当時の呼称に倣い「整理内債」と総称する。

ところでこうした整理の大前提であり、 成否にも関わるもっとも重要な課題は、各内債の元利払い業務を一本化し、

七年短期の各内債での方法がそれである。具体的にいえば、整理対象の内債すべての元利払いを総税務司に委任して そのうえで共通の確実な基金を設定することであったが、この時にはすでに拠るべき「成案」があった。三年、四年、

実務を行なわせるというやり方である。これを採用するに至ったのは張公権の提議に、

い一人物に全責任を負わせて、あらゆる内債を一つにまとめ、系統的な整理ができるようにすべきである。 公債の元本償還と利払いは、政情の変化に伴う影響を被らないようにするため、国内政治とは比較的関係の少な

とあるように、それまでの総税務司の実績はもちろん、中国政府の官吏でありながら、 総税務司に委任し、 総税務司はそもそも中国の官吏であり、これまで三年公債・四年公債、 いずれもその措置は宜しきを得ている。公債の事務を統一するには、ただちにすべての元本償還と利払いを 彼だけに責任を帰するのがよい。 および七年〔短期〕 中国国内の政情から超然とし 公債を管理してきた

部より借入) 塩余から毎年一四〇〇万元、 府の財政操作がただちに整理内債に影響を及ぼすかもしれないという懸念が、銀行界には拭い去れなかったのである。 いうまでもなく、整理内債の基金管理にもこうした資格はうってつけであった。基金に関する規定では、その財源は、 ていられたその地位が深く恃みになると考えられたからである。これまでの経験に徴しても、 の額を上限として充て、不足分は関余をもって補い、年二四○○万元が財政部より総税務司に交付され、 煙酒税より一〇〇〇万元(不足の場合は交通事業の余剰利益のうち毎月五〇万元を交通 こうしなければ北京政

ず総税務司の手を経て管理されるという構想であったわけである。

最終的に中国の各銀行に保管される、と定められていた。直接に関わりを有する関余のみならず、あらゆる資金は必

たのである。 ともかく、論理的に首肯せざるをえない部分があろう。だとすれば一九二一年の内債整理は、総税務司が内債に信用 券の発行準備に占める内債の割合など、金融面で内債のもつ重要性もしばしば論じられており、この整理の成果の一 提供し補いうるものは、総税務司しかいなかったのである。この前後から、内債相場と市場の利率の相関関係、 を供与し、 つとして「金融と財政はともに安定に向かっている」とさえいわれた。こうした指摘はその後の事実の上での当否は て、銀行が内債を通じて繋がれるはずの政府財政に決定的に欠如していたのは信用であった。そしてこのときそれを 以上のような過程は、一九二○年代に特有な中国の財政金融構造形成の一端を示すものである。一九二○年に至っ 財政・金融の安定化を促すべき一要素として、中国経済構造に組み込まれたことを示唆する出来事であっ

二 整理内債の位置とその確立

乗じた債券需要の高まり、そして六月に入ってからの上海の銀拆・洋釐の高騰に表現される金融逼迫や、前年来にわ から七月まで騰貴、八月に反落、以後一貫して下落という趨勢が読み取れる。 しく、ひとまず整理はその目的の一つを達したといえよう。けれども値動きを全体的にみると、概ね一九二一年四月 こうして緒に就いた内債の整理は、しかしながら当初から問題を孕んだものであった。整理内債の相場変動をみて 一年を経ぬうちにそれは表面化している。北京では借り換えられた整理六釐、整理七釐の価格のもちなおしが著 折からの証券交易所開設ラッシュにも

-九二〇年代中国の内債問題

かに増加していた交易所・信託公司を襲った、一○月末のいわゆる「信交風潮」など、 依然継続するに及んで、銀行界がこぞって指摘したのは、むしろ整理内債の元利払い基金をめぐる財政的な問題であっ 変動の要因を数えあげるにさまで困難を感じないように思われる。けれども債券価格の低落傾向が二二年に入っても 市場面・金融面からそうした

た。

比価変動を見込むと、 翌年三月までであわせて七○○万元近くの未納という状況であった。にもかかわらず、財政窮乏にあえぐ北京政府は、 充当されたことがあげられる。総税務司の許に関余が蓄積されていても、関税担保の外債・賠償金弁済に備えて金銀 め手は容易に見いだせなかった。その間、二二年四~五月になると債券相場は乱高下にみまわれ、銀行界をはじめと までほどの関余収入を利用できなくなった年でもあった。このような状況での基金運営にアグレンがまず悲鳴をあげ、 その後もこれらの収入を基金に充てようとはしなかった。しかも二一年は一九一六年以来の銀高が下落に転じ、 ついで銀行界・商業界が書翰・電報を通じ、整理内債基金の原案を遵守するようしきりに要求したが、事態改善の決 このような基金運営の問題の一つに、関余以外の財源が月毎の決算であったのに対し、関余は年末の決算で基金に 一九二一年四月から開始された整理内債基金への資金充当は、同年末より塩余と交通部からの立替金が滞りはじめ、 基金の維持に関し往々にして言行の背馳する政府の対応にますます不信をつのらせた。 整理内債基金に充当できる額は、 年末まで明確には割り出せなかったのである。一九二二年春

けれども彼は整理内債にも責任を有し、しかも各界が北京政府への不信を深め、それとは対蹠的に総税務司に対する 国が置かれた対外関係の枠組により規定された関余の性質上、 この時のアグレンの態度はやむを得ないものであった。

来関税収入の使途においてはまず対外的に責任があった総税務司は、それを否定しなければならなかった。当時の中 季に関余が四○○万両あまりあり、財政部がこれをただちに基金に充当できるとの見通しを述べたとき、辛亥革命以

193

第1表 北京の整理内債相場 (1921~1924)

	五年公債		七年長期		金融公債		整理六釐 (元年公債)		整理七釐 (八年公債)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1921 1	55.5	53. 2	33. 3	32.0	68.5	66.4	14.7	14.5	24.6	24. 2
2	60.0	56.0	39.5	33. 5	73. 5	67.2	22. 7	14.7	26.0	22.0
3	57.5	50.0	39.5	37. 5	73. 5	68.7	21.9	19.1	22.7	20.3
4	50.0	50.0	38. 5	37.8	72.0	69.7			22.0	21.5
5	48.7	48.5	41.0	38. 7	75.8	72.2	56. 1	54.6	23.5	22.0
6	49.8	48.7	42.7	41.2	78.7	75.7	56.4	54.6	25.9	22.8
7	54.7	49.5	44.0	40.3	83.0	78.5	63.4	56.8	71.3	65.3
8	53.5	52.5	43.0	41.0	81.2	80.3	62.4	59.8	69.5	64.4
9	53. 5	50.8	42.3	40.5	81.8	78. 2	61.0	56.9	62.1	56. 9
10	51.0	38.8	40.5	38. 1	72.5	71.2	56.8	49.4	56.9	49.2
11	39.7	31.5	38. 4	32.0	71.0	60.0	51.6	32.0	51.4	33. 5
12	38. 4	32.5	36.5	33. 0	65.0	56.0	46.4	35. 1	49.1	39. 1
1922 1	38.5	36.0	34.5	32.7	66.5	65. 1	48.0	41.8	45.5	40.0
2	41.5	38. 5	33. 9	31.3	68. 2	66.0	45.3	40.0	48.0	46.5
3	40.3	37.0	32.4	30.0	65.7	58.0	40.8	35.8	41.9	38.0
4	34.0	31.0	30.0	29.0	53.9	47.2	36.4	30.5	39.6	33.0
5	36. 5	30.8	33. 5	29.8	52.0	48.3	38.5	32.2	41.5	35. 2
- 6	37.0	35.2	34.1	31.5	50.0	47.6	38.0	34.7	44.0	41.9
7	39.0	36.0	32. 6	28.7	49.6	44.3	37.8	32.3	44.9	37.8
8	39.8	38.0	34. 7	31.6	50.8	45. 7	39.1	34.0	45.3	41.3
9	43.6	38.8	35. 5	32.8	49.6	45. 7	37.8	35.3	43.6	38. 3
10	43.0	38.5	35. 9	34.5	52.5	48.3	41.0	38.5	40.0	39.1
11	43.4	42. 0	36.7	35.6	56.9	53. 5	43. 0	40.0	41.4	40.0
12	48.0	43.8	40.4	37.0	62.0	55.8	48.6	41.5	48.0	42.4
1923 1	48.5	44.5	37.4	35.4	62.3	57.2	42.7	40.1	48.5	43.0
2	49.6	48. 2	39.6	38. 3	63.6	62. 5	43.5	42.5	50.4	48. 9
3	50.6	48.4	40. 2	38.3	65.8	60.8	45.6	41.7	48.0	44.0
4	48.0	47.0	41.8	39.7	62.4	60.4	47.4	45.0	50.0	47.3
5	53. 5	48.7	45.7	42.6	68.4	62.6	53.7	48.0	56.2	50.5
6	56. 2	53.5	48.6	45.7	73.5	66. 2	54.5	48.1	59.8	55.8
7	58.0	55.1	46.8	45. 1	72.8	68.3	53.4	50.1	61.4	58.8
8	57. 9	56.8	45.8	45.5	67.3	66.0	50.4	49.4	58.5	56.5
9	57. 9	57.0	45.9	45.4	70.8	67.0	51.5	49.5	55.3	54.9
10	54.8	53.7	45.8	44.6	66.7	64.0	51.2	49.5	55.0	54. 0
11	54.6	54.4	48.0	45.7	66.2	64.6	51.9	57.0	54.5	54.2
12	58.5	54.7	49.0	48.1	73.5	66.8	51.3	48.8	62.0	54.7

ı		1 3									
192	24 1	62.7	57.9	51.3	46.0	74.3	69.2	55.3	52.0		62. 1
	2	67.8	62.7	55.2	49.9	78.5	73.6	59.7	54.2	69.2	65.1
	3	71.8	69.0	57.5	55.6	82.3	79.9	64.5	61.9	71.7	66.7
	4	75.0	70.0	65.0	59.8	86.6	81.3	77.8	67.5	80.2	73.3
	- 5	75.8	72.0	68. 2	64.0	87.2	84.2	79.1	73. 2	80.8	74.0
	6	83.0	75.3	77.5	68.0	93. 5	87.9	85. 5	77.9	84.0	78. 5
ł	7	83. 5	82.0	75.7	71.8	93. 2	90.5	84.5	80.5	84.0	83.0
	8	83. 2	70.0	74.1	59.0	92.1	78.0	81.5	63.7	84.0	70.0
	9	70.0	67.0	58.3	53.0	78.5	71.5	67.0	60.0	69.0	65.0
	10	68.0	65.0	59.0	58. 2	78.0	76.5	69.2	67.2	69.0	68.0
	11	70.5	69.5	61.0	58.8	81.0	78.5	70.5	67.3	70.0	69.5
	12	76. 2	71.0	68.0	63.0	86.5	82.0	72.5	67.5	76.0	71.0
<u> </u>						L					_

資料: 唐林「民国十年之財政金融(続第一号)|『銀行月刊』2-2, S.F.Wright, The Collection and Disposal of the Maritime and Native Customs Revenue since the Revolution of 1911, pp.234~235.

備考:整理六釐公債への借換は1921年5月より、整理七釐公債への借換は同年7月 より。

部に提出され、

う方法を講じたのである。この案は七月に国務総理および は年末決算ではなく、必要に応じて随時に基金に充当するとい

ほぼ変更を加えられることなく八月に閣議

を通

これまで第一に指定されていた塩余などの財源に頼るのでは

市場への交付・流通を便ならしめる。

また一切の関余は月毎に見積り、三カ月ごとに決算を行な 政府は関余を使用したり抵当に指定できないものとする。……

もっぱら関余を主体として基金を構成し、

しかもその関余

とどめおかれていた関余は、 なものであった。 過した。これを「変通辦法」というが、その含意はけだし重要 れたことである。 つけられたことである。 関余を把握する総税務司と整理内債がい 一つは、 年末まで外国銀行の総税務司名義 いま一つは、 整理内債基金の財源が関余に 以後三カ月毎の決算で随時内国銀 関余の保管形態が改め ょ よ緊密に結 0) \Box 元化 極に

信頼と期待がこれまで以上に高まってくると、

彼はそれに応え

7

何らかの処方箋を提示する必要に迫られた。 政府は……総税務司に必要なさい随時関余を整理公債基金

に充当し、

中

国の銀行に預けおくことを許されたい。

196 されて容易に動かすことのできなかった関余という資金を、もはや逐一列強から許可を得ずとも、 行に移されることになった。これは関税収入を担保とする外債・賠償金、 およびその債権者の代表たる外交団に規制 内債を通して中国

の銀行が享受しうることを意味するものであった。

を引く意向である、との風聞さえ流れた。内債保有者の信用を一身に集めつつあった彼の位置に鑑みれば、その噂だ 関係諸団体の反駁が相次いだのはいうに及ばず、総税務司は自らに十分な資金が保証されないかぎり整理内債から手 この抗議の目的は達せられなかったものの、その反響は決して小さくはなかった。各地の銀行公会、上海総商会など を不履行のまま顧みず「変通辦法」を施行したことに対し、英・米・仏・日四カ国から公式に抗議が申し入れられた。 メリカにはその期待が大きく、それだけに「変通辧法」への不満も強かった。はたして同年一二月二三日、対外債務 府への関余の交付を承認したのはそれが外債償還に充てられるであろうとの思惑があったからであり、なかんずくア けで内債価格の暴落という事態を招くに十分であった。 こうなると、無担保と化した数々の債権をも抱えていた列強を刺激しないわけにはいかない。さきに列強が北京政

このときの論調を見ると外国への批判もさることながら、 奪」であった。たとえば、政府は整理内債の償還を一年停止してその分の金額を政費に充当せんとし、また金融公債 われるふしがある。彼らのいう対立関係の「第二は内債と政費の争奪」であり、さらに「第三には公債と公債との争 整理内債の原案を覆して、公債の信用などもはや顧みようとしていない」のであった。非難の鋒先は広東政府にも向 の抽籤をとりやめてその資金を九六公債の利払いに流用しようとする動きが伝えられている。総じて、 たが、一九二三年に入り整理内債基金、関余をめぐって顕在化したのは、内債と外債の対立関係だけではなかった。 このような紛糾の本質は、中国銀行界のある人物にいわせれば、内債と外債との財源争奪にほかならないのであっぽ 中国の政府というものに対する不信のほうが強かったと思 北京 「政府は

197

けられる。二三年末に孫文が関余の分配を要求したとき、 商業界・金融界は整理内債を擁護しようとその要求を断乎

却けた³¹。 収入の大部分は南北の軍閥が吸い上げて政争の費用としており、我ら人民はこれまで少しの利益も得たことはな 広東政府が強いて関余を要求するならば、それは人民の既得権利を奪い去ってしまうに等しい。……今日、 関余が公債基金に指定されたからには、この関余という収入はすでに債券を保有する人民の権利に属する。 い。ただ関余収入のみが、内債基金に指定されて後、これまで動揺することがなかった。……関余で問題が発生 国家

収入を求める」のはまったく望むところではないと言明している。彼らの論理では、列強も北京政府も広東政府もそ 翌年の粤海関回収運動においてさえも、これを「関余要求の手段にすぎない」と断じ、「ただ政府のためだけに関税

自らを「人民」を代表するものと位置づけ、広東政府を北京と同列に「軍閥」と呼んでいるのが目を惹くであろう。

自らの利害に関わるのであり、その強奪を座視できぬのを知らねばならない。

するようであれば、それが内債基金に及ぼす影響はさらにいうまでもない。……故に人民はこの問題に対しては、

異なるところがなかったのである。 れぞれの意図はどうであれ、「全国人民の生計、各地金融の命脈に関わる」整理内債を侵害しようとする点では何ら

たとするなら、二三年は基金の財源たるべき関余の「わずかな額を外人が争い、北方が争い、 な根拠を得ていった。この時期の動向を要するに、二二年が「変通辦法」に帰結する整理内債基金の確定に費やされ |変通辦法||も九月には正式に恒久化されるに至った。こうして中国の金融界・商業界は、自らの主張・反論に法的 総税務司の発案で関税を担保とする内外債の優先権順位が明確に規定され、二二年かぎりで失効するはずだった 整理内債の運営ではこうした政治的な影響を免れようとする努力が続けられていた。一九二三年一~二月に 西南もまた争」ったと

このような両者の提携により、内外の政治勢力の要求を逐一却けて基金が確保された整理内債は、ようやく政局から 業界はこれを「全国人民の財産を保護する」ものと歓迎し、彼を積極的に支持するのにいささかの躊躇もなかった。 内債に信用を供与しようとしたアグレンによる政策の立案と実行があってはじめて可能であった。当時の金融界・商 えなかった金融界・商業界の主張貫徹の過程でもあった。もっともその達成は、可能なかぎり関余を把握しつつ整理 いうことになろう。 それは同時に、 内債がその死活に関わっていただけに、基金保全でもっとも活動的にならざるを

三 「公債風潮」の発生とその構造

相対的に独立した地歩を占めつつあると認められてきたのである。

基金の安定であった。内債の基礎たる元利払い基金の存立そのものが脅かされていたこれまでの経緯を考えあわせる 債を購入する者は日々増加している」といわれたように、もっとも根本的な要因に数えられたのは、やはり整理内債 さねて整理が行なわれて以後、世人は次第に基金が安定したのを悟り、公債に対する信用も次第に深まってきた。公 因として、折からの商工業の不振で遊資が充満し、捌け口を求めて内債に流れ込んだ点が指摘された。しかし、「か に、上海でも同様であった。このあまりに激しい局面の変化は予想以上のもので、債券の需要が際立って増加した原 返していた北京の整理内債相場は、二四年に入って遽かに著しい騰勢に転じる。そうした趨勢は第2表に窺えるよう と、こうした認識はむしろ当然というべき論理の帰結であろう。ただし内債をめぐって問題が発生すると、 ここで第1表に立ちかえってみよう。一九二三年を通じ次第に上昇傾向を見せつつあったものの、一進一退を繰り

ればその要因をただちに基金運営の可否に帰する思考のあり方が、一九二二年以来なお抜きがたく存在しているのは

199 一九二〇年代中国の内債問題

第2表 上海の整理内債相場 (1923~1924)

Γ		五年公債 七年長期 金融公債 整理六釐						整理七釐			
			ム頃 七十区別		区州	立際公貝		金柱八厘		定任し厘	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1923	1	47.8	43. 7	38. 2	34. 5	63.6	54.5	43. 1	38. 2	48.2	44.0
	2	48.5	47.5	38.9	37.7	63.9	60.6	43.8	41.8	48.8	47.6
	3 .	50.5	48. 2	40.5	37.5	66.8	60.6	46.6	41.3	49.5	44.5
İ	4	47.5	47.0	41.9	39.6	63.9	60.7	47.3	44.9	50.4	47.9
Į.	5	53.2	48.5	45.7	42.3	69.8	62.1	54.0	47.2	55.7	50.2
	6	55.8	49.6	48.7	46.0	74.0	65.8	55.2	47.8	59.5	53.0
Ì	7	58.0	54.7	47.2	45.0	72.8	67.3	53. 1	49.5	61.0	58.3
	8	57. 2	55.4	46.7	45.0	68.3	65.5	51.0	48.9	58.0	57.0
	9	56.5		46.3	45.8	71.3	66.8	51.7	49.7	55.8	55.0
e.	10	54.5	54.0	46.0	45.3	66.8	63.6	51.6	48.9	54.8	53.8
	11	54.5	53.5	47.8	46.1	67.5	64.3	52.3	50.9	55.0	54.0
	12	57.5	54.7	49.0	47.9	74.3	66.2	51.2	48.7	61.0	55. 2
1924	1	62, 3	56.5	50,8	46.5	75,6	69.4	56.1	52. 2	65.0	62.7
l	2.	68. 2	62. 5	54.3	49.9	78.6	73.8	59. 9	54.5	70.0	64.3
	3	71.5	70.0	59.0	56.0	82. 1	78.2	66.9	59.7	73.2	67. 2
1	4	75.0	70.1	66.2	59.0	85.5	80.0	76.8	66.8	80.3	72.8
İ	5	77.0	71.5	70.3	65.5	88. 2	83.3	78.5	72.0	81.9	76. 6
1	6	82.0	74.6	77.3	67.6	92.1	86.5	83. 2	75.1	85.0	78.0
1	7	84.8	80.4	74.2	70.5	92.3	89.8	83.6	80.0	85.0	83. 2
	8	83.4	81.5	73.8	57.0	91.5	73.0	81.3	58.0	85.0	83. 2
	9	71.0	66.0	58.3	52. 2	79.0	69.8	68.0	55.5	67.5	61.5
1	10	72.8	70.0	62.0	55.0	80.5	73.5	72.0	65.4	72.3	68.8
	11	72.5	71.5	63. 2	59.0	83.6	78.4	72.5	67.5	72.8	70.0
	12	79.0	74.0	69.0	63.4	87.8	82.7	72.9	68.3	76.9	73. 8

資料:子明「民国十二年公債事情之経過」、同「民国十三年公債事情之経過」『銀行週報』8-1、8-51.

注目しておいてよい

ので、決して基金の実情に即応した相場の変動ではなかったのである。(④) どおりに抽籤して元金償還ができない」状況で、債券価格の暴落はそうした状況に乗じた投機筋の相場操作によるも 現状を公開するよう申し入れた。アグレンの回答によれば、当時の基金は「利払いにはなお余裕があるものの、 に至る銭荘まであらわれ、 ば、その甚だしさは瞭然であろう。このとき上海では洋釐・銀拆がともに急騰、取付騒ぎが起こり、倒産のやむなき 公債の価格は大暴落をきたした。第1表と第2表の八月の最高・最低価格、および八月と九月の価格に一瞥を加えれ その反動がまもなく、 それにしてもこの年の上半期の相場高騰が急激に失したとは、論者が誰しも感じていたようである。案にたがわず、 北京銀行公会はこれ以上の恐慌の拡大を阻み、 しかも意外にはやく訪れた。八月半ばに至って北京と上海でほぼ同時に、整理内債および九六 混乱は各地の主要な金融市場にも波及した。まさしく恐慌というにふさわしい事態になっ 市場の鎮静化をはかるべく、財政部と総税務司に基金の

の債券相場の騰勢は先物取引での投機によるものだという論評があるが、この時期の上海での出来高をまとめた第3 として挙げられるのは、この頃から盛んになり始めた整理内債の先物取引であろう。すでに同年五月において、 うに解釈すればよいのであろうか。それには一九二三年の動向から注目する必要があろう。この年は関余の帰趨がな をつり上げていく結果になっていた事実は否定しがたい。一九二四年上半期の相場高騰は決して突発的なものではな お不透明で、基金の安定すら危ぶまれたにもかかわらず、債券価格は徐々に上昇する傾向を見せた。その素因の一つ このいわゆる「公債風潮」が必ずしも基金の動揺をそのまま反映したものでなかったとすれば、その原因はどのよ 九二四年については 金融公債と整理六釐を中心に先物取引がいかに盛大に赴いたかが窺われよう。受渡高の詳細はわからない 「出来高の十分の一にも及ばない」という指摘があり、『 空売買が流行し、 転売を重ねて値

201 一九二〇年代中国の内債問題

第3表 上海華商証券交易所の出来高 (1923~1924.11)

	_						
		現	物取	引	先	物 取	뤽[
		金融公債	整理六釐	総計	金融公債	整理六釐	総 計
1923	1	2,777,900	2, 448, 300	10,757,000	338, 500	384,500	723,000
	2	1, 245, 200	1, 295, 000	4, 025, 400	2, 725, 000	1,690,000	4, 415, 000
ł	3	3,706,500	3,508,480	12, 429, 780	5, 100, 000	3, 145, 000	8,645,000
	4	1,598,900	2, 340, 800	5, 932, 800	4,605,000	3, 935, 000	8, 540, 000
Ĭ	5	2,088,500	2,094,400	6, 854, 800	6,900,000	5, 010, 000	11,910,000
1	6	1,943,100	1,917,500	7, 335, 000	7,400,000	5, 355, 000	12, 745, 000
1	7	1,372,400	1,045,500	4, 109, 100	6,870,000	4,650,000	11,520,000
ł	8	1, 458, 500	961, 300	3,761,700	7,615,000	3,460,000	11,075,000
	9	1,025,000	1,463,500	3, 718, 600	13, 235, 000	4,545,000	17, 780, 000
ł	10	1,015,000	830,600	4, 425, 600	12, 135, 000	4,655,000	16,800,000
	11	1,379,000	58, 400	2, 126, 000	14,700,000	3, 970, 000	18,670,000
İ	12	3,629,500	975, 700	5, 421, 000	11, 260, 000	3, 265, 000	14, 525, 000
Į.							
1924	1	1,674,200	992,800	4, 421, 000	23, 600, 000	8, 405, 000	32, 005, 000
1	2	596, 100	761,000	2, 938, 900	17,055,000	10, 120, 000	28, 050, 000
	3	995, 000	1,854,800	6, 937, 700	26, 120, 000	20, 565, 000	47, 345, 000
1	4	375,600	936, 700	8, 080, 200	19,670,000	30, 820, 000	55, 115, 000
	5	977,000	1,315,300	12, 270, 700	26, 810, 000	38, 620, 000	71,065,000
1	6	385,000	644,000	11,936,000	15, 955, 000	23, 520, 000	46, 475, 000
	7	285,000	654,000	9, 756, 500	10,470,000	22,765,000	47,055,000
	8	160,000	374,000	4, 475, 500	28, 670, 000	43, 045, 000	94,855,000
1	9	1,605,000	1,827,000	5, 929, 000	10, 210, 000	12, 645, 000	28,675,000
	10	978, 000	1,441,000	4, 245, 500	19, 080, 000	22, 880, 000	51, 130, 000
	11	514,900	1, 525, 300	3, 704, 200	15, 030, 000	19, 715, 000	42, 355, 000

資料:子明「民国十二年公債事情之経過」、同「民国十三年公債事情之経過」『銀行週報』 8-1、51.

前年来の傾向が一挙に加速したものと解するのが実情に近いであろう。

と相場は上がっていくが、情勢の変化により銀行が貸付を引き締め、現物を買い控えるようになると、たちまち内債 ば債券を担保とした現金の貸借であり、これには互いにより少ない運転資金で行なえる利点があった。これが重なる 号より現物を八五元で購入し、その債券を先物として八六元で売却し、一元の利を得るといったやり方である。いわ 占め、政府の内債発行もそれに関わるものが少なくなかった。ところが政府の財政窮乏に伴い、内債償還不履行も含 券を利用した銀行の貸付である。北京の銀行は、そもそも北京政府の歳入を補填する貸付がその業務の大なる部分を 顕著とおぼしきものを仮説的に提示できれば、それで満足しておかざるをえない。北京の場合に指摘できるのは、債 めそれが焦げつくようになると、銀行は次第に主要な投資先を銀号へ転換するようになった。そのさい銀号に対して では加速せしめた要因は何かということになるが、これは一概に特定、断定できるような問題ではなく、もっとも 現物の債券を購入することで現金を貸し付け、その回収に先物を売却するという手続が踏まれた。たとえば、銀

いた。これを「領券」あるいは「領用」というが、銭荘も一九二三年末の不況にさいして資金が運転に十分ではなかっ の信用は高まりつつあったが、それより以前から他の銀行も中国銀行券を引き受けて発行を代理する慣行が成立して 中国銀行上海支店が一九一六年の袁世凱政権の兌換停止令に従わず兌換を継続して以来、長江下流域では中国銀行券 ある。それ以上に注目すべきは、この銭荘の内債投資をも一因とする中国銀行券の流通拡大であろう。周知のように、 する見解がある。確かにそうした一面も否定できないが、「公債風潮」の前提とするにはそれだけではなお不十分で とのなかった銭荘も資金繰りに余裕ができ整理内債へ投資を始めたため、相場の騰勢にいっそうの拍車がかかったと 上海では一九二四年に入り旧暦正月を過ぎた頃から、高率を保っていた銀拆が下落し、それまで内債を取引するこ がだぶついてしまうというわけである。

まれていた、と要約できよう。 内債が売りに出されるというメカニズムになっていた。 否されるので資金運転に窮するようになる。こうして市場に現銀が出廻らなくなり、銀拆・洋釐ともに騰貴する一方、 印が付せられ、これを暗記券という。発券銀行に暗記券が回収されると、その額に従って預かった保証金で決済する までの一カ月の間に引き受けた中国銀行券は六一四万元にのほったという。 ずれの場合も整理内債は一般的な投資の対象というにとどまらず、銀行業務の不可欠な担保として金融市場に組み込 しようとはしない。領券を行なった銭荘の側では、振り出した荘票は現金に換えねばならず、 て現金に換えようとする。 発券銀行は取付に備えるべく、銀行券に対しことごとく現金を準備する必要に迫られ、預かった内債や荘票を処分し 発行の中国銀行券のうち兌換券は八四〇九万元あまりを占めるが、領券の契約を結んだ銀行と銭荘二二家が六月二日 法によって、銀行・銭荘は発券の利益に与れ、発券銀行は手持ちの準備に限定されずに発券の増加が可能となる。 ち六割を現金で、三割を整理内債もしくは道契で、のこり一割を荘票で中国銀行にひきわたすこととされた。この方 た経験に鑑み、翌年の五月四日、中国銀行と契約して領券を始めるようになった。そのさい保証金として引受額のう して中国銀行券の流通量が伸びれば伸びるほど、その担保としてみただけでも債券の需要が高まるのである。この年 以上のような素描が認められるとすれば、 あるいはあらためて新券を供給するという取り決めであった。しかし通貨膨張をきたすと、一朝有事のさいには われたが、このようにみてくるとその祖型は、すでに一九二三年から二四年にかけて形成され、 同時にすでに流通していた暗記券は回収されるとすべて兌換して、 証券市場と金融市場は一九三〇年、銀行の貸付業務において「唇歯相い依る」関係だ 北京は銀行の貸付、 上海は紙幣の発行準備という相違はあるにせよ、 銀行・銭荘が領用した銀行券はとくに目 しかも新券の交付も拒 新券をあらためて交付

に限られなかったといえよう。

整理内債を中核とする証券市場は、それまでなるべく多くの元利取得を目的に北京政

恐慌と様相を異にしており、以上のような証券市場のあり方を、®) 理内債の暴落とほぼ同時に取付騒ぎが発生し、銀行よりも銭莊に多大な打撃があったという点で、一九二三年以前の 過程において一定の役割を果たすようになったのである。一九二四年に発生した「公債風潮」は、とくに上海では整 敏感に反応していたのであるが、この時期になってはじめて、金融市場と不可分な相互依存関係をとりむすび、 府の借金の証文をやりとりする場でしかなかった。さればこそ何よりも借方の懐具合、つまり元利払い基金の状況に ひいては中国経済の一角に起こりつつあった構造的

四 恐慌防止の模索と総税務司への不満

な変容をかいま見せたものとして位置づけられるであろう。

北京では、 鞘稼ぎ目的の投機行為が表面にあらわれ、それをめぐり長期に亙って混乱が収拾されず、交易所での取引も再開され されなかった。 が表明され、「公債風潮」でもその原因の一つにあげられている。この問題はその後も銀行界の期待どおりには改善。② たとえば、整理内債の元本償還の期日がしばしば一定しなかったことは、つとに「公債風潮」以前の段階で強い不満 なかった。 のように防ぐかという問題に取り組まねばならなかった。北京では先物取引が貸付に直結していたこともあって、利 グレンが担当するとの風聞が流れ、にもかかわらず彼が一一月末にそれを明確に否定したため、九六公債の相場が乱 このように従前の内債相場の変動とは異質な「公債風潮」に直面した北京と上海の関係者たちは、恐慌の再来をど 結局は先物取引の空売買を厳しく規制し、投機筋の相場操作を防止していく方法が採られた。それだけに 相場操作の材料となりうる事柄にすこぶる敏感となったが、その最たるものは総税務司の言動であった。 - しかも一九二五年に入ると、整理内債には含まれず、相場がいたって低かった九六公債の利払いをア

高下をきわめた、という事件も起こった。これでは総税務司に対し、 (S) えられていくのである。 あった。「公債風潮」を経たばかりの北京の認識では、 していたのは間違いない。 しかしそれは以後の過程で、次第に総税務司の恣意的な基金運営による「操縦」に置き換 基金運営の不備につけこむ投機筋の ある種の猜疑が生じるのもやむを得ない次第で 「操縦」を恐慌

としての総税務司の位置は変わりがないばかりか、ますます重要なものとなった。 辦法」で外国銀行への「呆存」から内国銀行への「隨撥」に改められて、この問題はひとまず調整を見たが、 その鍵というべき位置に総税務司がいたことを意味していた。第二章にも述べたように、 であれ、関余保管の場をそれまでどおり外国銀行にするか、中国の銀行に移すかという問題がすでに潜在しており、 に引きわたさず、これに対し張公権を中心に囂々たる反発の声が上がったという事件があった。この事件は発端が何 九二一年一一月に中国銀行、 そもそも整理内債基金については、中国の金融界や商業界と総税務司の間に対立が全くなかったわけではない。 交通銀行への取付騒ぎが発生したとき、アグレンは内債基金の保全を理由に関余を両行 関余の保管が翌年の

がった存在でしかなかったようである。彼の主張が現実に即した説得力を帯びてくるのは、「公債風潮」を経験した 以上、中国の銀行界や商業界は折に触れての不満はともかく、 の利害と同一視する傾向が見られる。内債の信用が外国人たることと不可分な総税務司の資格によって守られていたぽ) ゆえアグレン れていると論じており、 である。彼は関余を含む巨額の関税が、無利子ないしは低利で外国銀行に預けられ、外国商人の利益のために利用さ この点を鋭く指摘し、そうした総税務司の位置から生ずるであろう危険を以後も警告して已まなかったのは馬寅初 の関余保管を批判する馬寅初の議論は、 その論調にはイギリス人の総税務司による関余の保管を外国銀行、 批判にとどまるかぎり、 基本的には総税務司を支持せざるを得なかった。 内債をめぐる問題ではいささか浮き上 なかんずく香港上海銀行 それ

上海の対応という文脈においてであった。

「公債風潮」後の上海では、不安材料が払拭されるとまもなく市場は平静をとりもどしたため、ここでの課題は、

如くはない。上海の関係者たちの模索は、おそらくこうした展開ではなかったか。 その相場が上下すれば一般の金利もその影響を免れない。相場を維持したままただちに現銀を調達できるならそれに うした役割を果たすとしても、必要にして十分な現金が即時にあつまるとは限らないし、 融市場の「外府」「準備庫」と表現されたように、不足した運転資金調達の場ともなっていた。しかし証券市場がそ で現象した市場からの現銀の払底である。中央銀行の機能が欠如していたこともあって、上海の証券市場はのちに金 緊急のさいどのような対策で救済を講ずるか、という模索に収斂していった。そこで痛感されたのは、「公債 内債が利廻りを伴う以上、

もっとも市場での現銀不足という現象自体は、それまでにも大なり小なり起こっており、そのたびに十分な資金融

資を受けられなかった商業界からすでに対策が提起されていた。なかでも一九二二年八月に上海総商会が示したもの

はすこぶる注目に値する。

の施行で増加する税収、 に数千万の現金の流通を欠き、多大の影響を受けている。……我が固有の主権を保全すべく、今後実質五%税率 場に裨益すること実に少なからざるものがあった。辛亥の政変より、……はじめて海関の全税収を外国銀行に預 清末の関税は海関銀号に預けられ、政府が道庫に指示するのをまてば、ただちにこの資金は市場で運転され、 債務を履行するよう議定した。いままでずっとこれは踏襲され改められていない。 および関税特別会議で実施されるはずの附加税の増収分は全額中国の信用ある銀行に預 国内の金融はにわか 市

清末の慣行をとりあげてあるべき状態とし、その関税収入の保管方法になぞらえつつ、国内の銀行に関税収入を扱わ

司による管轄については当然何も触れるところはない。ワシントン附加税もただちには実施にいたらなかったから、 してはならない。当時はなお増収分の関税の保管を要求するにとどまっており、 したがって関余を含む関税の総税務

主権の回復であるが、

実際の目的は金融逼迫の救済にあるのを見逃

せようとの主張であった。大義は正当なあり方、

この提案が現実に影響を及ぼすところはほとんどなかった。

を主要な目的とする」と述べている。ここで単に増収分ではなく「すべての関税収入」とあるのに注意しなければな 議はすみやかに〔上海総商会の〕前議をひきついで、……すべての関税収入の回収を争い、清末の原状を回復するの 歩踏み込んだ主張がなされる。それまで六年間上海にあってつぶさに状況を見てきた潘忠甲は、「このたびの ところが「公債風潮」を経過し関税特別会議が開催される一九二五年になると、この議論を踏まえつつも、 それは香港上海銀行をはじめとする外国銀行の関税保管を覆すという意味にほかならないからである。 関税会 も う 一

元のストックを増加させるにある。……もし多額の関税収入を中国の銀行に預け入れれば、市況も必ずこれを用 た。……去年、公債風潮により上海・北京・漢口で相い継いで恐慌が発生した。上海での救済の方法は、 清末にはゴム株式で恐慌が発生し……道庫から現金を三〇〇万両放出し市場に流通させてはじめて平静にもどっ て調節できよう。 ……もし関税収入を市場に流通させることができれば、銀拆が急騰する問題も自ずと解決し ただ銀

ではその目的はいかなるものであったか、馬寅初の議論とつきあわせれば明瞭となろう。

とりわけ「公債風潮」の経験から導き出された対策として位置づけられるものである。 |公債風潮| に擬せられている。ここからも窺われるように、 関税全額の回収は主権回復という意味を兼ねつ 従前どおり外国銀行に

このときになると、一九一○年のいわゆるゴム恐慌にさいし公金が市場に放出された歴史事実も取り上げられ、

が実現されるとなると、必然的にこれまでの内外債の元利払い機構の変革をも伴う。いかに総税務司に批判的であ 関税収入が送られていては、 のものとみなさざるをえなかった。そうした峻巡のゆえに彼は同時に、総税務司を含む「保管委員会」の組織をも提 た馬寅初とても、その信用造出機能までを無視するわけにはいかず、それは来たるべき関税保管においても、 到底恐慌が救済されないという認識が形成されてきたのである。ただし関税収入の回収 不可欠

恐慌の位置づけ、香港上海銀行と総税務司の関係など論点の多くは馬寅初と重なりあっており、認識が一致しつつあっ ところで馬寅初よりもさきに、上海商業儲蓄銀行総経理の陳光甫も関税の保管について意見を公にしていた。

たのは窺われるが

金を放出して市況を維持することにする。(第) 総商会・銀行公会・銭業公会が状況を斟酌して、責任を持って若干の額を受け出し、適宜担保を出させ、この資 には、いささかも流用してはならない。ただし、上海の金融が逼迫し銀拆が四銭以上に騰貴したさいには、 して共同で保管させ、すべての各関の税収は、いずれも該庫に送金して保存しておく。……指定された用途以外 上海海関内に特別に一庫を設立し、これを中国関税保管庫と名付ける。……政府が上海関監督及び税務司に委託

書が一九二五年一一月末に掲載されはじめたのとほぼ同時に満腔の賛意を示し、これをほとんどそのまま引用して北 とあるように、保管方法でやや意見を異にしていた。陳光甫のほうは上海の海関内に内外の銀行から全く独立した 京政府に関税特別会議で討議されるべき案として建議したのをはじめ、それまで公式には関税保管の問題について議 緯で提示されたのかなお明らかでないが、上海の各界と連絡がなかったわけではないらしい。上海総商会はこの意見 「関税保管庫」を設けるという構想で、恐慌のさいとられるべき具体的な手続をも示していた。これがどのような経

一九二〇年代中国の内債問題 ていたのであり、

それがいつまでも表面化しないとは限らなかった。

被る」との懸念をあらためて表明したように、「関税保管庫」の設立という陳光甫の構想は、銀行界はともかく商業 卿が、「全国の商人が供納する関税は少数の中国・外国の銀行に操縦されるようになり、……実業界がまずその害を は外国銀行と国内の銀行で債権の比率に応じ関税を按分保管するという草案がまとまりつつあった。これに対し虞洽 論を控えていた上海銀行公会も同様に支持を表明した。この問題は年が明けて関税特別会議で討議されたが、そこで

界には譲れないものであって、その意味では上海各界のいわば最大公約数的な要求となっていたのである。

どのように考えていたか捕捉するのは困難だが、馬寅初にも見られるように、 しく満足を与えていたという意味にはやはりならない。北京も上海も底流には彼に対する不満が厳然としてわだかまっ して高値で安定していたから、そうした点でひそかな自負があったのであろう。とはいえ、それが中国の各界にひと 的にはなお否定できないものがあり、しかも中英関係が著しく悪化した一九二五年から二六年を通じ内債の相場は概 はそもそもその信用を造出したはずの総税務司の基金運営に潜んでいた限界を知らされたのである。そこから助長さ つあり、 「公債風潮」の因果関係を逆にたどると、恐慌をきたす前に整理内債の急激な取引の発展と機能の変化が起こりつ あるいは新たに派生した不満や猜疑は、 その前提として整理内債の信用が固まっていたという道筋になる。そして「公債風潮」の結果、 関税特別会議のときにはほとんど出揃っていた。 信用を保全する総税務司の機能は客観 当のアグレンがそれを 中国の各界

操縦されている。 ことになった。〔内債の〕元利償還は、わずか〔総税務司〕一人の意志に左右され、公債相場は [総税務司が基金を] 保管して以来、基金の預け入れは外国銀行に偏り、 影響の及ぶところ恐慌がつねに起こっている。さき(一九二一年) 金融市場は の北京・天津の中国 〔外国銀行に〕 支配される 〔総税務司

交通銀行の兌換停止、 近年(一九二四年) の北京・上海での交易所の風潮は、 いずれもその明証である。政

府は……総税務司への委託を停止し、明年より内債基金は全国の各公団が共同で機関を組織し、自ら保管を行な

うこととされたい

腰を上げざるをえなくなった。 でが彼に左袒するかの如き要求を表明するに及び、さしも平静を装っていたかにみえるアグレンも驚愕を禁じえず、 ある。だとすれば、いかに事実と懸隔のある解釈であったとしても、全く無意味な議論ではなかった。上海総商会ま 九二五年の末にこう述べた褚輔成がいかなる勢力の利害を代表していたのかは判然としない。しかしその論旨を見 一九二一年の内債整理以来、中国の金融界や商業界が抱いていた不満や猜疑を直截な言い方で集大成した感が

五 国民政府の興起とアグレンの罷免

保管機構がいずれ改編されるにしても、それは名目的なものにとどまり、実質的には内債に信用を供与する総税務司 保管の継続の可否と「関税保管庫」設立の問題について意見を交換した。これを機に彼に対する非難の声があらため の存在が否定されるはずはないとの自信を、彼はますます強くしたようであった。 て抜きがたかったのである。それがわかっただけでも、アグレンにとってこの上海訪問は無駄足ではなかった。関税 に落ち着いた。馬寅初の躊躇はやはり杞憂ではなく、市場が総税務司へ寄せる信用は、このときになっても牢乎とし の保管と公庫の設立は別箇の問題に分けるよう意見が出され、内債基金は従前どおり総税務司の保管を継続すること て盛んに起こり、そのため内債の価格がとみに下落するに至った。これに動揺した銀行界から、さしあたり内債基金 一九二六年二月一七日上海に赴いたアグレンは、金融界や商業界の代表者たちと会談し、総税務司による内債基金 のであり、

その媒介はやはり内債であった。

をいかに使用し、 外交政策の転換を公式に行ない、 形でかちとってしまった。そして五・三○事件、省港罷工以来激しい攻撃に曝されたイギリスはついに中国に対する が関税特別会議で得られなかったワシントン附加税を、国民党は広東で実力をもって「出産運銷物品内地税」という すめさせていたにすぎない。やがてそこから、彼らが期待するに足る情勢と勢力が生みだされつつあった。 条件も付帯していないのだから、 めて、「列強はいまや無条件に中国全土でのワシントン附加税の即時徴収を承認すべし」と主張、「この承認には何の のギャップが埋まったわけではない。 中 ·国側はといえば上海会談ののち、 わけても具体的には「出産運銷物品内地税」を認めざるをえなかったイギリスの立場の正当化という意味もこ 保管するかのあらゆる問題は、 いわゆるクリスマス・メッセージを発表したのである。そこでは国民政府の承認に 附加税は必ずしも税務司が上海の保管銀行に送金する必要はない。 内債基金の保管についての議論はいったん鳴りをひそめたが、決して双方の認 関税特別会議の中絶など時局のめまぐるしい転変が、彼らに新たな模索をす 各地の合法的な中国当局が場合に応じて決定することになろう」と この額外の税収 北京政府

つは上海の商業界・銀行界である。ワシントン附加税がこれまでの関税保管の枠外に置かれたことで、 敵対勢力にも資金を与えるとしてクリスマス・メッセージそのものには不満であった国民政府であり、 メッセージによるワシントン附加税の位置づけを十分に利用しうる立場にあったのは、次の二勢力であろう。 これに応じて一九二七年の初めより、 中国各地では陸続とワシントン附加税徴収の試みがなされるが、クリスマス 前者は財政面 そしていま一 一つは

ちワシントン附加税を利払い基金の財源に設定した整理湖北財政公債、 整理湖北金融公債を発行するが、

一九二六年末に武漢に進んだ国民政府は、

「出産運銷二五特税」すなわ

で、後者は金融面で総税務司という限界を超克する足がかりを得たからである。ここに両者が結びつく契機が生じる

○万元にのぼる後者の引き受けに関し、 状況を新聞に掲載発表する。信用を明らかにするためアグレンの方法に倣うものである。 は日々顕われよう。さもなくばアグレンの保管方法に劣るのは免れない。……基金委員会は毎月必ず基金の収支 員会が中央銀行に特別に口座を開いて預け、随時に移動させる権限を有するか、ないしは中央銀行の庫中に別に 国民たるものみな率先して賛助しよう。しかしその方法は万全を期す必要がある。そうすれば市場で流通する価 彼の保管はこれまで成績はすぐれ感服しないわけにもいかない。国民政府がこのたび発行した公債は……およそ アグレンは客卿の地位を口実に内外債基金を保管し、中国の一億元にものぼる関税収入を一手に握っている。…… また将来アグレンの内外債基金保管という大権を回収する基礎ともなろう。 中央銀行の資金と混同しないようにする。……このような方法をとれば、公債の価格は安定し信用 陳光甫らがつけた条件は以下のとおりであった。 ……公債基金は、

ば基金運営でアグレンを排除するのも可能であろうが、そうした場合にもその信用機能は失われてはならず、 を強く意識しつつその機能の継承を強調している点である。総税務司の保管に含まれないワシントン附加税を用いれ 行からも基金を独立させておく原理は何ら変わるところがない。それよりも重要なのは、基金運営において総税務司 各界の考え方が表現されているとはいえよう。 実際にこの条件がそのまま受け入れられたかどうか確かめるすべはもたないが、ここにアグレンとの会談を経た上海 は「基金委員会」を組織し、アグレンの基金運営に倣うことによって、 前年来の「関税保管庫」の構想と全く同じではないが、政府からも銀 いわば総税務司に取って代わりうる保管機構 それに

と対立したアグレンは、一九二七年一月三一日付で総税務司を罷免される。これを契機に内債相場が一瀉千里の勢い クリスマス・メッセージの波紋は、 アグレンの身の上にも及んだ。 ワシントン附加税の実施方法をめぐり北京政府

たらしめる、というのが彼らの到達した結論であったのである。

があったのであり、代わって民間の共同保管を導入すべし、という論理ではいずれも共通していた。基金を預かって いたアグレンが公式に罷免されたことで、いまや誰憚かることなしに彼の基金運営の非が打ち鳴らされ、 で暴落し、 それと関連づけた内債基金保管の改革要求が雨後の筍のように続出した。それらは各々ニュアンスを異に 内債価格の下落はアグレン罷免が近因であるが、そもそもの原因はそれまでの基金保管のあり方に欠陥

られてきた「基金委員会」構想は遽かに実現の可能性を帯び、大いに鼓吹されるようになったのである。

上海で温め

界・金融界の要人を中心とする一四名の委員から成る江海関二五附税国庫券基金保管委員会が組織された。すなわち 債基金を通じた接近の試みはここに結実する。それは内債での総税務司の鍵鑰的な役割が事実上終焉を迎えたと同時 である。「出産運銷物品内地税」ないしはクリスマス・メッセージを機に胎動しはじめた、 二五庫券とはとりもなおさず、整理湖北金融公債で陳光甫らが出した条件を実現するものであったのである。 庫券を発行した。これは江海関のワシントン附加税を担保としたものであり、 一五附税国庫券基金保管委員会が「理想的な共同保管基金機関」だと論評され、上海で熱烈な歓迎を受けたのも当然 一九二七年五月一日、 国民政府は「臨時軍需」に充てるため三〇〇〇万元の江海関二五附税国庫券、 その保管と元利払いのため上海の商業 国民政府と上海各界の Vi わゆる二五 江海関

お わ ŋ

中国の内債問題が新たな段階に入ったことを意味するものであった。

213 なかった。 五庫券は発行当初いささか予言的に 実際にこののち国民政府がたてつづけに発行した内債のほとんどは、基金保管から元利払いまでを江海関 「将来の内債募集の模範」といわれたが、 それは決して誇張に満ちた虚言で

政権と上海ブルジョアジーの合流を金銭面で象徴した機関としてのみ記憶されるべきではない。 会は、これまで考えられてきたよりもはるかに重要な位置を占めるものといえよう。四・一二クーデタ直後の蒋介石 興する一つの足がかりとなったのはあらためていうまでもない。そうした意味で江海関二五附税国庫券基金保管委員 属する財源の大部分を内債の担保に入れて収入を前借りするという、国民政府の財政に特徴的な運営の、すみやかか 二五附税国庫券基金保管委員会が中核となって管理し絶大な信用をあつめたからである。こうした信用があってこそ つ円滑な定着が可能になったのである。このような内債を主軸とする財政体制が、金融的にはいわゆる浙江財閥が勃 一九二七年七月の中央財政会議で暫定的に、翌年の全国財政会議で正式に「劃分」された「国家収入」に

商業界・金融界が自らの利益の保守と増加のため、模索を重ねて案出した戦略の実現でもあった。これ以後、 が果たしてきた信用機能を換骨奪胎して形成されたものなのである。そしてそれは、「公債風潮」を経験した上海の 起源にまで遡って問いなおしてみると、総税務司の存在につきあたるのであり、一九二一年の内債整理以来総税務司 関税収入の扱いおよび内債の管理に関し、 ことごとく事実に合致するものではなく、そもそも江海関二五附税国庫券基金保管委員会の存在を正当化しようとす この「理想的な」民間共同の基金保管機関は、倉卒に見れば「奇抜な案」に映るかもしれない。 総税務司アグレンに鋒先を向けてことさらに叫ばれる民族主義的な批判が、 しかしその内実を 既往の

その視座は信用のあり方が変遷していく過程に求めなければならないであろう。 信用なき発行者たる北京政府、 引き受け手たる商業界・金融界、主要な取引の場である北京と上海、 そうした視座からみた一九二 信用

保管および内債の問題は、「権利の問題」というよりはむしろ「国民の生計の問題」であり、何よりもまず信用に関

る事情にも由来する側面は、

あるいは現在の研究に至るまで、

意識的、

無意識的に見逃されている。この時期の関税

わるものであったはずである。したがってこれを内債そのものの展開に即して連続的、系統的に把握しようとするな

されておらず、発行価格(額面)で換算しておいた。

を供与する総税務司という数々の要素が互いに依存しつつも牽制しあう多元的な状況から、二四年の「公債風潮 つの転機として、国民政府と浙江財閥が上海において総税務司の信用機能を接収しつつ共有し、不可分な相互依存

体制をつくりあげることで、財政金融の構成要素が一元化していく段階に移行した過程であったのである。

注 (1) たとえば、副島円照「帝国主義の中国財政支配-一九一〇年代の関税問題-」『講座中国近現代史』第四巻、東京大学出版

久保亨「国民政府の財政と関税収入、一九二八-一九三七年」『中国史における社会と民衆-増淵龍

夫先生退官記念論集—』、汲古書院、一九八三年、所収。

会、一九七八年、所収、

(\circ) Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, Political, FO371/9200, F695/81/10, Foreign

Office Minute (Mr. Carr), Mar. 9, 1923

3 王宗培『中国之内国公債』、長城書局、一九三三年、巻上、二〇、二三頁。

4 一九一○年代の内債については、別稿で検討する予定であるが、さしあたり S. F. Wright & J. H. Cubbon, China's

5 「中国政府内債調査表」『銀行月刊』一巻一号、一九二一年一月。ただし、一九二〇年発行の整理金融公債は 「現価」が示 Customs Revenue since the Revolution of 1911, 3rd ed., Shanghai, 1935, pp.238~252, 261~264. 冬参照

(6)『銀行月刊』一巻三~七号、「附録」所載の、大陸・新華儲蓄・新亨・金城・大生・五族商業・中国・中孚・聚興誠 行金融研究室編『上海商業儲蓄銀行史料』、上海人民出版社、一九九○年、二五八~二五九頁、より抜粋。 商業・交通・浙江興業・東陸・北洋保商・中華匯業・中華懋業の各行の民国九年分営業報告、および中国人民銀行上海市分 北京

(7)〔徐〕滄水「公債価格維持之必要」『銀行週報』三巻三五号、一九一九年九月二三日。たとえば、中国銀行の資産に占める

内債の割合を上の手続に倣って計算すると、八・三%近くにのぼる。

215

- 8 刊』二巻二号、一九二二年二月。 滄水 「公債整理之管見」 『銀行週報』 五巻六号、一九二一年二月二二日、唐林 「民国十年之財政金融 (続第一号)」『銀行月
- 9 七~一一八頁 寿進文「民十信交風潮之回顧」、中国人民銀行上海市分行編『上海銭荘史料』、上海人民出版社、一九六○年、所引、一一
- 10 「銀行公会之建議案」『銀行月刊』一巻二号、一九二一年二月。
- 11 「上海銀行公会與北京天津漢口銀行公会及財政部往来要電」『銀行週報』五巻五号、一九二一年二月一日。
- 12 〔張〕公権「国民対于財政改革応早覚悟」『銀行月刊』一巻二号、一九二一年二月。

同右。なお、この内債整理の施行に至るまでの政府の公文のテキストは、「整理内国公債詳細辦法之披露」『銀行月刊』一

巻四号、一九二一年四月、参照。

- $\widehat{14}$ という用語は塩余と同様。関税収入が一九○○年以前の外債と義和団賠償金、および徴収経費を賄ってのち生じた余剰を関 が徴収経費と借款の元利払いとを賄ってなお余剰を出した場合、その余剰金を塩税余款という。煙酒税については説明を要 税余款、略して関余と称する。 しないであろうが、詳しくは、橋川浚編『支那の烟酒税』、北京共同通信社、一九二三年、とくに六四~六五頁、参照。関余 同右。塩余とは塩税余款の略称。中国の塩税は一九一三年以来、もっぱら善後借款の元利払いに充てられたが、塩税収入
- 15 「財政之自殺」『銀行月刊』二巻六号、一九二二年六月。W. W. Yen, East-West Kaleidoscope, 1877-1946: An

Autobiography, New York, 1974, p.112

- 16 以外に他の雑誌に掲載された場合も少なくないが、煩瑣にわたるため逐一記さなかった。 「吾国公債票之買売」『銀行月刊』三巻五号、一九二三年五月、同「吾国銀行業與欧美銀行業之比較」『上海総商会月報』三巻 一○号、一九二三年一○月。なお本稿で使用した馬寅初の論文は、いずれも『馬寅初演講集』に再録されており、注記した 唐林前掲「民国十年之財政金融(続第一号)」、馬寅初「中国公債問題」『上海総商会月報』二巻七号、一九二二年七月、同
- 17 濱田峰太郎『支那の交易所』、中華経済社、一九二三年、五頁、によると、一九二一年一一月末の交易所の総数は一三〇に

- 論文、一一八頁、〔徐〕裕孫「民国十年上海金融之回顧」『銀行週報』六巻二号、一九二二年一月一○日、楊蔭溥 『中国交易 ものぼり、資本総額は二億元、払込資本は五○○○万元に達したという。交易所の数や資本額には異説もある。 寿進文前
- 18 唐林前掲「民国十年之財政金融(続第一号)」、前掲『上海銭荘史料』、六二二~六二七、六三四~六三七頁。

商務印書館、一九三六年、二七頁、など参照。

- <u>19</u> 濱田前掲書、二二二~二二四頁、〔馮〕子明「歳尾年頭公債市価之変動観」『銀行週報』八巻七号、一九二四年二月二六日。
- 20 北京銀行公会提出「鞏固内債基金建議案」『銀行月刊』二巻四号、一九二二年四月。
- 21 「整理公債基金之危機」**『**銀行週報』六巻一五号、一九二二年四月二五日。
- 22 滄水「忽漲忽落之公債」 『銀行週報』 六巻一八号、一九二二年五月一六日
- 部税司往来函牘」『銀行月刊』二巻六号、一九二二年六月。 滄水「整理公債基金問題之述評」『銀行週報』六巻二○号、一九二二年五月三○日、「北京銀行公会関於整理公債基金與財
- 24 〔唐〕有壬「九六公債付息之内容與整理公債基金之真相」『銀行週報』六巻三○号、一九二二年八月八日。 「財政之自殺」『銀行月刊』二巻六号、一九二二年六月。
- が、所引史料のほうが趣旨明瞭である。 人の提出した意見書のテキストは、「総税務司安格聯鞏固公債基金之説帖」『銀行月刊』二巻八号、一九二二年八月、にある なおアグレン本
- 26 (滄水) 「公債基金之索隠」、有壬「公債基金之前途」『銀行週報』六卷二九号、一九二二年八月一日。
- <u>27</u> Davis, tel. No. 464, Dec. 27, 1920, 893.51/3974, Lockhart's Memorandum, Sep. 23, 1922 Records of the Department of State relating to the Internal Affairs of China, 893.51/3162, Crane to
- 28 F0371/9200, F586/81/10, Extract from *Peking and Tientsin Times*, Jan. 1, 1923, Encl. Curzon, No. 11, Jan. 10, 1923. 「整理外債不容緩」『銀行週報』七巻三号、一九二三年一月一六日。 . No 2 Clive to
- 29 藹廬「整理内外債問題述要」『銀行月刊』三巻一号、一九二三年一月。
- 30 「公債問題之変化」『銀行週報』七巻一三号、一九二三年四月一〇日

- 31 年の広東政府と海関の対立を孫文の立場からみたものに、藤井昇三『孫文の研究』、勁草書房、一九六六年、二五二~二五七 「商業団体致西南当局請維持内債基金電」『銀行週報』七巻四五号、一九二三年一一月二〇日。なお一九二三年および二四 、副島前掲論文、四一~四四頁、横山宏章『孫中山の革命と政治指導』、研文出版、一九八三年、三一八~三四七頁、参照。
- 32 「広東抗争関余與内債基金」**『銀行月刊』三巻一二号、一九二三年一二月**。

[阮]静如「広東収回粤海関述評」『銀行週報』八巻四五号、一九二四年一一月一八日。

34 前掲「商業団体致西南当局請維持内債基金電」。

33

- 35 安格聯「整理內外債之説帖」『銀行月刊』三巻一号、一九二三年一月。
- 36 「内債基金継続去年成案辦理」 『銀行月刊』 三巻九号、一九二三年九月¹
- 37 前掲「商業団体致西南当局請維持内債基金電」。
- 38 「安格聯過滬関於公債之一席談」『銀行週報』七巻一三号、一九二三年四月一〇日。
- 39 子明「上半年上海公債市場之経過」『銀行週報』八巻二七号、一九二四年七月一五日。
- 40 市面」、同八巻三六号、一九二四年九月一六日、裕孫「民国十三年金融之経過」、同八巻五一号、 滄水「述公債暴跌之原因及維持債信情形」『銀行週報』八巻三三号、一九二四年八月二六日、「時局紛糾中各埠近週之金融 一九二四年一二月三〇日。
- 41 号、一九二四年九月二日。 **[公債風潮之経過」『銀行月刊』四巻八号、一九二四年八月、「北京公債市面暴変原因及其応付情形」『銀行週報』 八巻三四**

「金融・整六看漲之由来」『銀行週報』七巻一七号、一九二三年五月八日。

 $\widehat{42}$

- $\widehat{43}$ 子明「民国十三年公債事情之経過」『銀行週報』八巻五一号、一九二四年一二月三〇日。
- 馬寅初「十三年中国経済恐慌之根本原因」『銀行月刊』五巻一号、一九二五年一月。
- 45 $\widehat{46}$ 子明「公債漲落與市場利率之関聯」『銀行週報』八巻四五号、一九二四年一一月一八日。 中国銀行券の流通拡大について、袁世凱銀元の普及との関連から述べたものとして、黒田明伸

『中華帝国の構造と世界経

済』、名古屋大学出版会、一九九四年、二六六~二七○頁、参照。

年、第三册、一九三六頁、徐寄廎編『最近上海金融史』、一九二六年初版、学海出版社、一九七〇年、二三一頁。

中国銀行総行・中国第二歴史檔案館合編『中国銀行行史資料彙編』、上編(一九一二~一九四九)、檔案出版社、

九九一

47

48「領券」「領用」については、中国銀行総行参事室編『中華民国貨幣史資料』第一輯、上海人民出版社、一九八六年七月、

頁。「領券」と「公債風潮」の関連については、「最近上海金融商況之変動」『中外経済周刊』八一号、一九二四年九月二七日、 東洋経済新報社、一九三六年、一七二~一七三頁、宮下忠雄『支那銀行制度論』、巖松堂書店、一九四一年、四四六~四七二 先生年譜初稿』、上冊、伝記文学雑誌社、一九八二年、六六頁、濱田峰太郎『中国最近金融史-支那の通貨・為替・金融-』、 一七五~一八一頁、「銀銭業領用上海中行券之原委」『銀行週報』八巻一八号、一九二四年五月一三日、姚崧齢編著『張公権

49 『銀行月刊』四巻六号、一九二四年六月、同前掲「十三年中国経済恐慌之根本原因」、宮下前掲書、四七○頁、参照。 楊蔭溥「中国之証券市場」『東方雑誌』二七巻二○号、一九三○年一○月二五日、二一頁。

裕孫「民国十三年金融之経過」『銀行週報』八巻五一号、一九二四年一二月三〇日、馬寅初「整理案内各種公債漲価原因」

- (5) 裕孫前掲「民国十三年金融之経過」。
- 51 「北京証券取引所已開做期貨」『銀行週報』九卷一○号、一九二五年三月二四日。
- <u>52</u> 為第一義」、同四卷八号、一九二四年八月。 [内債基金報告與公布抽籤期問題] 『銀行月刊』四巻一号、一九二四年一月、藹廬「公債風潮之原因及其善後 以維持価格
- 53 3052, Feb. 6, 1926. 併照 号、一九二五年一二月、諤公「九六風潮亟応救済」、同六巻一一号、一九二六年一一月。なおアグレンの整理内債運営と九六 公債に対する銀行界の利害と動向を述べたものとして、"The Ninety-Six Million Loan," *North-China Herald*, No. 「北京銀行公会請撥九六公債息金」**『銀行月刊』五巻一一号、一九二五年一一月、**「九六風潮京市情形之経過」、 同五巻一二
- 54 周刊』一六一号、一九二六年五月八日。 遠欽「関税審計之可能與必要」『銀行月刊』六巻一号、一九二六年一月、〔馬寅初〕「吾国内債亟応改良之幾点」『中外経済
- <u>55</u> FO371/8011, F251/179/10, Mr. Chang Kia-Ngau to Dr. Yen, Nov. 30, 1921, Encl. No. 7, Alston to

- Tyrrell, Dec. 5, 1921. 〔朱〕羲農「兌現潮中之輿論一斑」『銀行週報』五巻四六号、一九二一年一一月二九日。
- <u>56</u> 馬寅初「関余與国鈔擠兌之関係」『銀行月刊』一巻一二号、一九二一年一二月。
- 57 「関余撥充内債基金之手続及維持原案之要点」 『銀行週報』 七巻三号、一九二三年一月一六日。
- $\widehat{59}$ 60 「致各省区総商会為関税增収提存本国銀行請一致主張電」『上海総商会月報』二巻九号、一九二二年九月。「中華民国十一年 楊蔭溥前掲「中国之証券市場」、一八頁。
- $\widehat{61}$ 潘忠甲「解決関税十大問題」『上海総商会月報』五巻九号、一九二五年九月。

八月十九日第十七期常会議案」、同上、併照。

- 62 馬寅初「関税会議與関款存放問題」『上海総商会月報』五卷一二号、一九二五年一二月。
- $\widehat{63}$ 「関税存放與償債結価之補救 (下)」『銀行週報』九巻四六号、一九二五年一二月一日。
- 「上海総商会致陳光甫函」、前掲『上海商業儲蓄銀行史料』、九四頁、「擬為関款設庫保管致政府電」『上海総商会月報』五巻
- <u>65</u> 「銀行公会対於関款存放之意見」『銀行週報』九巻四七号、一九二五年一二月八日。

二号、一九二五年一二月。

- 66 5, 6, Macleay to Chamberlain, No. 68(confidential), June 9, 1926. 台湾総督官房調査課〔井出季和太〕『支那関 Submitted with a View to Effecting a Revision of the Agreement of January 30, 1912," Encls. Nos. 1, 3, of the Custodian Banks," "Memorandum on the Custodianship of the Maritime Customs Revenue," Sir F Aglen to Mr. Stewart, May 11, "Draft of Revision of 1912 Agreement," "Suggestion for a Proposal to be F2746/8/10, "Mr. Teichman's Report on the Negotiations between the Foreign Delegations on the Subject 「関税特別会議紀要(三) 提案彙誌 我国提出之関税存放問題案」『銀行月刊』六巻三号、一九二六年三月、FO371/11652
- (67)「虞和徳反対銀行保管税款」『銀行月刊』六巻三号、一九二六年三月。

税特別会議の経過』、一九二七年、一五八~一九四頁。

- 68 市価表」、参照。 況之回顧」 『上海総商会月報』 六巻四号、一九二六年四月、賈士毅 『国債與金融』、商務印書館、一九三〇年、「最近三年内債 Customs Revenue since the Revolution of 1911, 2nd ed., Shanghai, 1927, p. 235. 卡黙声「一九二五内国公債市 北京と上海の内債相場については、S. F. Wright, The Collection and Disposal of the Maritime and Native E.g., F0371/10920, F2809/2/10, Aglen to Waterlow, Confidential, July 2, 1925. なお一九二五~二六年の
- <u>69</u> 「褚輔成氏之通電 停止委託総税務司保管」『上海総商会月報』五巻一二号、一九二五年一二月。
- 「為反対延長安格聯管理公債基金権期事上農商部電」「為反対拡充客卿権限事致政府電」『上海総商会月報』六巻二号、

二六年二月。

- 独自の立場から論評して中国側の議論の矛盾を指摘し、アグレンの内債管理は覆されないとの見通しを述べたものとして、 Vol.XX, p. 57. F0371/11648, F1849/8/10, Macleay to Chamberlain, No. 159, Feb. 20, 1926. Service, Group I, Sir Frederick Maze's Confidential Letters and Reports, etc. (Miscellaneous), 1900-1947, "The Control of Domestic Bonds," North-China Herald, No. 3053, Feb. 13, 1926. Aglen to Maze, Jan. 19, 1926, The Papers of Sir Frederick Maze relating to the Chinese Maritime Customs 以上の経緯を
- <u>72</u> 九二六年三月二日 「安格聯対公庫問題之表示」『銀行月刊』六巻三号、一九二六年三月、「安格聯氏来滬之経過」**『銀行週報』一○巻七号、一**
- 73 and Sir Francis Aglen." FO371/11653, F3111/8/10, FO Minute, Aug. 3, 1926, "Notes of a conversation between Sir V. Wellesley
- 河合秀和「北伐へのイギリスの対応-「クリスマス・メッセージ」を中心として-」、細谷千博・斉藤真編『ワシントン体制 クリスマス・メッセージの外交的な位置づけ、形成過程は、ロイド・ガードナー、河合秀和訳「極東国際政治と英米関係」、 1926. また、「英国対華新提案」、藹廬「論英国対華新提案」『銀行週報』一一巻一号、一九二七年一月四日、 F0371/11663, F5611/10/10, "Memorandum on Policy in China," O'Malley to F0, tel. No. 531, Dec. 18, 併照。なお、

- と日米関係』、東京大学出版会、一九七八年、所収、参照。
- 75 76 「陳光甫致唐寿民函」、一九二六年一二月二五日、前掲『上海商業儲蓄銀行史料』、二九一~二九二頁。 たとえば、靄廬「内債暴落之危機及其救済策」『銀行週報』一一巻八号、一九二七年三月八日。
- $\widehat{77}$ 藹廬「評二五附税国庫券」『銀行週報』一一巻二○号、一九二七年五月三一日。

たとえば、陳来幸『虞洽卿について』、京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第二函、同朋舎、一九八

三年、所収、七六頁。

79 濱田峰太郎『支那の財政と公債』、東亜研究会、一九三〇年、五頁。

巻三一号、一九二七年八月一六日、参照。 たとえば、「二五庫券保管委員会宣言」『銀行週報』一一巻二〇号、一九二七年五月三一日、藹廬「論塩余国庫券」、同一一

81 陳光甫前掲「関税存放與償債結価之補救(下)」。